◎新潟県告示第258号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年３月14日

新潟県新潟地域振興局長　　高　橋　　豊

１　解除予定保安林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町七名字正木沢乙3427の１（次の図の示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

３　解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）